

あるべき税制研究会（18回）議事録

平成20年4月7日、経団連会館にて、第18回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、「R&D 税制は誰が受益しているか」と題して経済産業省の柳瀬課長から、「わが国法人所得の分配構造について」と題して経団連の阿部本部長から報告をいただき、皆で議論しました。

まず、柳瀬課長の報告（個人的見解）の概要は次の通りです。資料は別添1

- 1、わが国企業の税負担をみると、表面税率40%、実効税率も40%、この要因は、諸外国と比較して規模の大きい政策減税と、海外利益を非課税扱いしない国際課税制度ではないか。米国の実効税率が低い原因は、州税で軽減しているせいではないか。
- 2、法人税収に占める政策減税減収額は、日本は1.1兆円、米国は11.3兆円となっている。法人税収に対する比率で見ても、わが国は7%と、米国の27%、韓国の20%と比べて低い。
- 3、R&D 減税等の政策税制は、法人税率引き下げより景気拡大効果が大きいことは、諮問会議でも報告されている。平均税率の引き下げは、ウインドフォール部分が大きいので、効果が少ないともいえよう。
- 4、法人税率を10%引き下げるには、5兆円の財源が必要となる。政策減税を全廃しても1.1兆円しか増収にはならない。そのほか課税ベース拡大には、貸倒引当金、交際費等がある。
- 5、研究開発税制は、わが国経済に大きな効果を与えてきた。また、先進諸国も民間研究開発投資の促進に力を入れてきた。研究開発費を業種ごとにみると、輸送用機械、情報通信機械、医薬品、機械工業等となっている。資本金別にみると、100億円以上の大企業が72%となっている。近年は、大企業から、技術力のある中小企業への委託研究が増加しており、中小企業にとっては、直接効果と間接効果の二重の効果がある。
- 6、R&D 税制撤廃の業種別影響をみると、受益者はサービス業、金融保険業、建設業等ということになる。

続いて阿部本部長の報告「わが国法人所得の分配構造について」の概要は次の通りです。（資料は別添2）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。